

世界遺産登録に向けて

西三川砂金山(1) — 根岸奉行の上申 —

上杉景勝の時代にも、西三川の砂金が豊臣秀吉の許に送られていた記録があります。江戸時代に入ると、元和7(1621)年の4貫831匁(約18.1kg)をピークに、年間およそ2貫目(7.5kg)前後の砂金が幕府に上納されていきました。しかし、明和元(1764)年に2貫182匁(約8.2kg)を上納してからは、およそ1貫500匁(約5.6kg)以下から1貫目(3.75kg)前後に減少していきました。

天明5(1785)年2月、佐渡奉行の根岸九郎左衛門(1784(87在任)が、砂金山見分のため西三川を訪れた頃には、上納高は600匁

前後(2.25kg)にまで激減していました。そこで根岸奉行が、「古くから稼いでいる中平



西三川の砂金(個人蔵)

山・中柄山・立残山は稼ぎ尽くしてしまつたので、替わりの山はないのか」と問うと、金穿(かなほり)たちは、「虎丸山・鶴峠山・杉平山・成由山のほか、中平山と中柄山のガラ山を取り片付け、江道を普請し直せば稼ぎ続けられる」と答えました。これを受けて根岸奉行は、江道の普請入用銭421貫文の調達を、「今までは近郷19村に人足を割り当てていたが、田畑の少ない村に普請を請け負わせれば、入用銭がすべてこれらの村に支払われ、村の潤いの助けにもなる」として、江戸表に上申し、採択されます。この結果、寛政元(1789)年以降、しばらく上納高も1貫200匁(4.5kg)を上回るようになりました。

◆市役所世界遺産推進課(金井就業改善センター内) ☎63-5136

佐渡市屋外広告物条例(案)の概要について パブリックコメントを募集しています

佐渡市では、景観法に基づく「佐渡市景観計画」を策定し、平成22年4月から条例施行しています。このたび、良好な景観形成をより一層推進する必要があることから、佐渡市屋外広告物条例を制定し行為の制限を設けます。

佐渡市屋外広告物条例(案)の概要について、市民の皆さまのご意見をお聞かせください。

- 意見募集期間** 9月10日(木)から10月9日(金)午後5時まで(郵送の場合は、10月9日必着)
- 素案の閲覧場所** 市役所建設課(本庁舎3階)、各支所・行政サービスセンター、中央図書館、市ホームページ
- 意見の提出方法** ご意見は、住所、氏名(または団体名)、連絡先(電話番号など)を記入の上、持参、郵送、ファクシミリまたは市ホームページの応募専用フォームで、市役所建設課都市計画係に提出してください。ご意見提出用紙は、概要の閲覧場所に備え付けのほか、市ホームページからダウンロードできます。
- 市からの回答** ご意見を寄せられた方に直接回答はしません。寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方を、市ホームページ等で公表します(氏名等は公表しません)。

意見提出・お問い合わせ 佐渡市役所 建設課 都市計画係
〒952-1292 佐渡市千種232番地
☎63-5118 FAX63-3765